障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

平成29年10月18日（水）

平成29年度第1回権利擁護部会

資料４

に関する板橋区の取組

１　障害者差別解消法第10条に定める地方公共団体等職員対応要領

（１）障がいを理由とする差別の解消の推進に関する板橋区職員対応規程

区職員としての対応

内容：対象職員、対象とする障がい者、不当な差別的取り扱い、合理的配慮の提供、監督者の責務、懲戒処分　等

（２）障がいを理由とする差別の解消の推進に関する板橋区の対応方針（対応方針）

区の組織としての対応　等

内容：不当な差別的取り扱い、合理的配慮の提供、相談体制、研修啓発

（３）板橋区障害者差別解消法ハンドブック(職員向け)

対応方針・対応要領を補完するもの

内容：不当な差別的取り扱い、合理的配慮の具体例、障がい特性　等

２　職員研修の実施

（１）板橋区職員対象　障害者差別解消法講演会の開催

1. 参加人数 ８６名
2. 講師 板橋区職員と東京都心身障害者福祉センター職員
3. 講演内容 ・障害者差別解消法の概要説明

・知的障がい者・視覚障がい者への接遇方法

（２）各所属において職場内研修を実施

（３）新規採用職員研修、新任・転入管理職向け説明会等を実施

３　板橋区民への啓発

（１）平成２８年度 板橋区地域自立支援協議会 第２回 障がい当事者部会において障害者差別解消法講演会を開催

1. テーマ「障害者差別解消法講演会～障がいのある人もない人も、暮らしやすい地域とは～」
2. 場　所　グリーンホール２階ホール
3. 参加者　約９０名（部会関係者、一般参加者含む）
4. 講　師　野澤 和弘 氏（毎日新聞論説員）
5. 講演内容（一部）

○法制定の背景、差別的取扱いと合理的配慮について。

○合理的配慮の提供における建設的対話が大事である。

○意思の表明ができない人の場合には、家族・支援者が代弁できる。

○野沢氏が講師をしている大学での事例

・聴覚障がいのある生徒のため、音声翻訳ができるスマートフォンのアプリを活用した。

○アメリカの官僚に対するインタビューの紹介「法律ができたからと言ってすぐには、変わらない。アメリカもそうだった。ただ、未来を変えることはできる」

○障がい者を雇用している企業の配慮事例の紹介

　・歩きやすい、車椅子でも利用しやすいカーペットの使用

　・高さを変えられる机の使用

　・写真で作業工程を説明する

○その他、強度行動障がいを多く受け入れているグループホームにおける事例等、野沢氏自身の体験や出会いを踏まえての具体的な事例の紹介していただいた。

（２）リーフレット作成

４　障がい者差別に関する相談件数（平成28年度）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 差別に関する相談 | 合理的配慮の不提供に関する相談 | 合計 |
| 行政機関（板橋区外を含む） | 1 | 3 | 4 |
| 民間事業者※ | 7 | 4 | 11 |
| 合計 | 8 | 7 | 15 |

・重複した相談あり

・障がい者福祉課以外に寄せられた相談を含む

※民間事業者の内訳

|  |  |
| --- | --- |
| ①不当な差別  ・福祉事業者  ・食品衛生事業者  ・医療機関  ・交通機関  ・ローン会社 | ②合理的配慮  ・医療機関  ・交通機関  ・教育機関  ・金融機関 |

５　事例集

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相談の種類 | 相談・申出の内容 | 対応の経緯 |
| 差別 | バス会社が、ハンドル形電動車椅子の乗車を拒否したことは差別に当たるのではないか | 当該バス会社では、安全のため転倒防止のベルトの固定ができない場合は、乗車をお断りしている。交通局等に確認したが、バス会社の対応は違法ではないとのことだった。 |
| 差別 | スーパーで盲導犬を連れた人が入店拒否された。 | 食料品店の本社に研修の徹底を依頼した。 |
| 合理的配慮 | 聴覚障がい者が、口の動きで言葉を読み取るために、病院で看護師にマスクをとって話をしてほしいと頼んだがとってくれず、話の内容が理解できなかった。 | 患者の声相談窓口を案内した。 |
| 合理的配慮 | 電動車椅子の利用者がタクシーの乗車を拒否された。 | タクシー会社に確認したところ、電動車椅子の利用者であることを理由として、乗車を拒否することは無かった。また、車椅子は、車のトランクに入れて運ぶことができれば対応可能。ただし、電動車椅子の重さによっては持ち上げて車のトランクに入れることができず、乗車をお断りすることがある。 |
| 合理的配慮 | 電動車椅子のバッテリー充電をさせてほしいとの申し出があった。 | 本来、一般来館者へのコンセント利用はお断りしているが、事情を考えて充電を許可をした。一般来館者の通行の妨げにならないよう配慮してほしい、とのこちらの事情を説明し、理解していただいた。 |
| 環境の整備※ | プールで使用できる車椅子を数台配置してほしいと要望があった。 | 以前は1台だったプールで使用できる車椅子を、2台追加した。 |

※環境の整備：合理的配慮が必要な障がい者の利用が多く見込まれたり、障がい者との関係が長期にわたる場合に、バリアフリー化や情報保障などのために機器の導入などの対応を行うこと